

まる覚え司法書士 書式 正誤表

(2010年3月31日初版発行)

誠に申し訳ございませんが、下記のとおり誤植がございました。お手数をおかけしますが、ご訂正ください。皆様には、大変ご迷惑をおかけしました。深くお詫び申し上げます。今後このようなことのないよう重々留意して参りますので、何卒宜しく願い申し上げます。

週刊住宅新聞社出版局

2011年10月6日

不動産登記編

頁	該当箇所	誤	正
154	「損害金」と「権利者」の間に1行追加		債務者 (住所省略) 丙山 花子
155	※3 1～2行目	債権額等	債権額、新債務者等
170	「債権額」の行	金600万円	金1,000万円
	「債権額」と「受益者」の間に追加		利息 年5% 損害金 年14% 債務者 東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号 東京 新一
182	添付書面 登記識別情報の後に挿入		(承諾証明情報)
183	※2	日本太郎	乙野次郎
	※5の最後に挿入		なお、承諾証明情報を提供する場合がある(法66条、令別表25添付情報欄口)。
184	添付書面 登記識別情報の後に挿入		(承諾証明情報)
185	※4の最後に挿入		なお、承諾証明情報を提供する場合がある(法66条、令別表25添付情報欄口)。

商業登記編

頁	該当箇所	誤	正
55	※1 全文差替	※1 取得請求権付株式が減少し、発行された株式が増加する旨を記載する。	※1 会社が取得した取得請求権付株式は、会社の自己株式になるため登記事項の変更は生じない。
57	※1 全文差替	※1 取得条項付株式が減少し、発行された株式が増加する旨を記載する。	※1 会社が取得した取得条項付株式は、会社の自己株式になるため登記事項の変更は生じない。
59	※1 全文差替	※1 全部取得条項付種類株式が減少し、発行された株式が増加する旨を記載する。	※1 会社が取得した全部取得条項付種類株式は、会社の自己株式になるため登記事項の変更は生じない。
60	※3	※3	(削除)
	※4	※4	※3
	※5	※5	※4
61	※3 全文削除	※3 株主割当の場合には不要	(削除)
	※4	※4	※3
	※5	※5	※4

以上